

(3) 施設の適正管理

1) 鳥獣害防護柵の適正管理

鳥獣被害防止のための防護柵の下草刈りや簡易補修等による適正な管理を行うこと。

【活動のねらい】

鳥獣害防護柵については、防護柵周辺の下草刈りや設置した施設の簡易補修等を行うことにより、鳥獣被害防止機能が維持できる状態に保全管理することが大切です。

【活動の内容】

対象とする動物によって防護柵の管理方法に違いはありますが、一般的には以下に留意する必要があります。

- ①柵を設置した場所の周囲の木の枝が伸びると、そこから侵入してくるため、適宜、枝の除去を行う必要があります。
- ②電気柵は、雑草が生えると雑草の影響で漏電状態になり、効果がなくなるため、適宜草刈りが必要です。草刈りと同時に断線箇所の補修も行います。



防護柵周辺の下草刈り

春先の動物の活動が活発になる前や収穫期前等に、点検の結果に基づき損傷箇所の簡易な補修を行うほか、適宜、点検を実施し、草刈りや補修を行う必要があります。

【配慮事項】

- ・林道入り口や人の往来のあるところには「注意看板」を立てる必要があります。
- ・感電防止のため、長グツ、ビニール手袋を着用して作業する必要があります。
- ・効果的・効率的な被害防除を行うためには、防護柵の設置だけでは十分ではなく、その他の被害防止策、個体数管理、生息環境管理の取組を総合的に推進することが重要であり、市町村等と十分に連携を図って取り組むことが必要です。

【鳥獣害防護柵の適正管理】

～活動例～

・活動対象

農用地の山側に設置したイノシシ対策のための電気柵(1,500m)

・活動内容

電気柵は、農家組合が設置し、農家組合が中心となって保全管理をしています。管理の内容は、積雪後の断線箇所への修復や、雑草・繁茂による電気柵漏電防止のための除草剤の散布等です。

・活動時期

3月に断線箇所への修復を半日程度、6月に除草剤散布を行いました。

・参加者

家庭菜園の被害もあることから、農業者と非農業者が共同で作業しました。